

京都海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
京共第1号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇田井の地先	次の京共基2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び京共基1号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基1号 緯度経度なし 京共基2号 北緯 35 度 34.32 分、東経 135 度 26.99 分 ア 北緯 35 度 34.45 分、東経 135 度 27.23 分 イ 北緯 35 度 34.66 分、東経 135 度 27.68 分 ウ 北緯 35 度 35.01 分、東経 135 度 28.30 分 エ 北緯 35 度 35.60 分、東経 135 度 28.15 分 オ 北緯 35 度 36.28 分、東経 135 度 28.23 分 カ 北緯 35 度 36.82 分、東経 135 度 28.15 分 キ 北緯 35 度 36.88 分、東経 135 度 28.61 分 ク 北緯 35 度 36.44 分、東経 135 度 29.68 分 ケ 北緯 35 度 34.05 分、東経 135 度 29.53 分	次の京共基2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び京共基1号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基1号 京都府、福井県境界 京共基2号 舞鶴市宇田井、宇成生境界 ア 京共基3号から真方位 139 度 31 分 470 メートルの点 イ 京共基4号から真方位 147 度 03 分 897 メートルの点 ウ 京共基4号から真方位 93 度 54 分 1,414 メートルの点 エ 京共基5号から真方位 67 度 35 分 515 メートルの点 オ 京共基6号から真方位 80 度 55 分 709 メートルの点 カ 京共基6号から真方位 27 度 49 分 1,248 メートルの点 キ 京共基7号から真方位 353 度 15 分 1,000 メートルの点 ク 京共基7号から真方位 83 度 15 分 1,500 メートルの点 ケ 京共基1号から真方位 23 度 20 分 1,200 メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いかい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめので漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 えごり漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおこなわ漁業 いそうおもどり漁業 かわはぎのせ網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 2月1日から10月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から8月31日まで 7月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	舞鶴市宇田井	なし
京共第2号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇成生の地先	次の京共基2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び京共基6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基2号 北緯 35 度 34.32 分、東経 135 度 26.99 分 京共基6号 北緯 35 度 36.22 分、東経 135 度 27.76 分 ア 北緯 35 度 34.45 分、東経 135 度 27.23 分 イ 北緯 35 度 34.66 分、東経 135 度 27.68 分 ウ 北緯 35 度 35.01 分、東経 135 度 28.30 分 エ 北緯 35 度 36.80 分、東経 135 度 28.15 分 オ 北緯 35 度 36.28 分、東経 135 度 28.23 分 カ 北緯 35 度 36.82 分、東経 135 度 28.15 分 キ 北緯 35 度 36.76 分、東経 135 度 27.68 分	次の京共基2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び京共基6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基2号 舞鶴市宇田井、宇成生境界 京共基6号 舞鶴市宇成生、宇野原境界 ア 京共基3号から真方位 139 度 31 分 470 メートルの点 イ 京共基4号から真方位 147 度 03 分 897 メートルの点 ウ 京共基4号から真方位 93 度 54 分 1,414 メートルの点 エ 京共基5号から真方位 67 度 35 分 515 メートルの点 オ 京共基6号から真方位 80 度 55 分 709 メートルの点 カ 京共基6号から真方位 27 度 49 分 1,248 メートルの点 キ 京共基6号から真方位 353 度 15 分 1,000 メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いかい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめので漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 えごり漁業 いぎす漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおこなわ漁業 いそうおもどり漁業 かわはぎのせ網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 2月1日から10月31日まで 4月1日から8月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	舞鶴市宇成生	なし
京共第3号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇野原の地先	次の京共基8号、ア、イ、ウ及び京共基6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基6号 北緯 35 度 36.22 分、東経 135 度 27.76 分 京共基8号 北緯 35 度 34.20 分、東経 135 度 24.78 分 ア 北緯 35 度 34.72 分、東経 135 度 24.61 分 イ 北緯 35 度 35.39 分、東経 135 度 24.86 分 ウ 北緯 35 度 36.76 分、東経 135 度 27.68 分	次の京共基8号、ア、イ、ウ及び京共基6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基6号 舞鶴市宇成生、宇野原境界 京共基8号 舞鶴市宇野原、宇小橋境界 ア 京共基8号から真方位 345 度 45 分 1,000 メートルの点 イ 京共基9号から真方位 313 度 15 分 1,000 メートルの点 ウ 京共基6号から真方位 353 度 15 分 1,000 メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いかい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめので漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおこなわ漁業 あなご筒漁業 かわはぎのせ網漁業	1月1日から12月31日まで 2月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	舞鶴市宇野原	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
京共第5号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇三浜の地先	次の京共基13号、ア、イ、ウ、エ及び京共基10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基10号 北緯35度33.62分、東経135度23.94分 京共基13号 北緯35度32.91分、東経135度21.38分 ア 北緯35度33.34分、東経135度20.98分 イ 北緯35度34.25分、東経135度22.67分 ウ 北緯35度34.12分、東経135度23.67分 エ 北緯35度33.82分、東経135度23.77分	次の京共基13号、ア、イ、ウ、エ及び京共基10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基10号 舞鶴市宇三浜、宇瀬崎境界 京共基13号 舞鶴市宇三浜、宇瀬崎境界 ア 京共基13号から真方位323度15分1,000メートルの点 イ 京共基12号から真方位346度15分1,000メートルの点 ウ 京共基10号から真方位336度05分1,000メートルの点 エ 京共基10号から真方位325度15分 450メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いかい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 しゃご漁業 かめので漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 あかもく漁業 むかでのり漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 あなご漁業 かわはぎのせ網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	舞鶴市宇三浜	なし
京共第6号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇小橋の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度34.26分、東経135度23.60分 イ 北緯35度34.77分、東経135度23.19分 ウ 北緯35度34.90分、東経135度23.26分 エ 北緯35度34.98分、東経135度23.35分 オ 北緯35度34.60分、東経135度23.88分 カ 北緯35度34.33分、東経135度23.73分	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 京共基14号から真方位188度15分230メートルの点 イ 京共基15号から真方位277度45分260メートルの点 ウ 京共基16号から真方位308度15分180メートルの点 エ 京共基16号から真方位358度15分260メートルの点 オ 京共基17号から真方位 77度15分180メートルの点 カ 京共基14号から真方位122度15分200メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いかい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 しゃご漁業 かめので漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 あかもく漁業 むかでのり漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 あなご漁業 かわはぎのせ網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	舞鶴市宇小橋、宇三浜	なし
京共第7号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇野原、宇小橋、宇三浜(冠島)の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度40.12分、東経135度25.77分 イ 北緯35度40.36分、東経135度24.80分 ウ 北緯35度43.31分、東経135度25.89分 エ 北緯35度43.06分、東経135度26.87分	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 京共基18号から真方位147度15分1,000メートルの点 イ 京共基18号から真方位246度15分1,000メートルの点 ウ 京共基19号から真方位327度15分1,000メートルの点 エ 京共基19号から真方位 68度15分1,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いかい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめので漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 あかもく漁業 むかでのり漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 かわはぎのせ網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	舞鶴市宇野原、宇小橋、宇三浜	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京共第8号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇瀬崎、宇西神崎及び宇東神崎の地先並びに舞鶴湾	<p>次の京共基13号、ア、イ、ウ、エ、オ、補助点F及び京共基23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ及びニの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点K、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ及びマの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ及びワの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、あ、い、う、え、お、か、き、く、け、こ、さ及び力の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、し、す、せ及びその各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにた、ち、つ、て、と、な、に、ぬ、ね及びひの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>京共基13号 北緯35度32.91分、東経135度21.38分 京共基23号 北緯35度30.90分、東経135度17.49分 補助点F 北緯35度30.90分、東経135度17.46分 ア 北緯35度33.34分、東経135度20.98分 イ 北緯35度33.53分、東経135度20.21分 ウ 北緯35度32.76分、東経135度19.70分 エ 北緯35度32.08分、東経135度19.57分 オ 北緯35度32.19分、東経135度17.98分 基点G 緯度経度なし カ 緯度経度なし キ 緯度経度なし ク 緯度経度なし 基点H 緯度経度なし ケ 緯度経度なし コ 緯度経度なし サ 緯度経度なし 基点I 緯度経度なし 基点J 緯度経度なし シ 緯度経度なし ス 緯度経度なし セ 緯度経度なし ソ 緯度経度なし タ 緯度経度なし チ 緯度経度なし ツ 緯度経度なし テ 緯度経度なし ト 緯度経度なし ナ 緯度経度なし ニ 緯度経度なし 基点L 緯度経度なし 基点M 緯度経度なし ヌ 緯度経度なし ネ 緯度経度なし ノ 緯度経度なし ハ 緯度経度なし ヒ 緯度経度なし フ 緯度経度なし ヘ 緯度経度なし ホ 緯度経度なし マ 緯度経度なし 基点N 緯度経度なし 基点O 緯度経度なし ム 緯度経度なし メ 緯度経度なし モ 緯度経度なし ヤ 緯度経度なし ユ 緯度経度なし ヨ 緯度経度なし ラ 緯度経度なし リ 緯度経度なし ル 緯度経度なし レ 緯度経度なし ロ 緯度経度なし ワ 緯度経度なし 基点P 緯度経度なし 基点Q 緯度経度なし 基点K 緯度経度なし あ 緯度経度なし い 緯度経度なし う 緯度経度なし え 緯度経度なし お 緯度経度なし か 緯度経度なし き 緯度経度なし く 緯度経度なし け 緯度経度なし こ 緯度経度なし さ 緯度経度なし せ 緯度経度なし そ 緯度経度なし 基点R 緯度経度なし 基点S 舞鶴市宇瀬崎の地先 た 緯度経度なし ち 緯度経度なし つ 緯度経度なし と 緯度経度なし な 緯度経度なし に 緯度経度なし ぬ 緯度経度なし ね 緯度経度なし</p>	<p>次の京共基13号、ア、イ、ウ、エ、オ、補助点F及び京共基23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ及びニの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点K、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ及びマの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ及びワの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、あ、い、う、え、お、か、き、く、け、こ、さ及び力の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、し、す、せ及びその各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにた、ち、つ、て、と、な、に、ぬ、ね及びひの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>京共基13号 舞鶴市宇三浜、宇瀬崎境界 京共基23号 舞鶴市宇西神崎浜頭 補助点F 京共基23号から真方位287度02分57メートルの点 ア 京共基13号から真方位323度15分1.000メートルの点 イ 京共基20号から真方位321度15分1.000メートルの点 ウ 京共基21号から真方位283度15分1.000メートルの点 エ 京共基22号から真方位13度45分1.000メートルの点 オ 補助点Fから真方位18度15分2.500メートルの点 基点G 舞鶴市宇喜多第4埠頭東北端 カ Gから真方位351度45分880メートルの点 キ Gから真方位4度45分348メートルの点 ク Gから真方位306度45分410メートルの点 基点H 舞鶴市宇赤野黒田橋南東基部 ケ Hから真方位193度15分976メートルの点 コ Hから真方位200度15分980メートルの点 サ Hから真方位269度45分110メートルの点 基点I 舞鶴市宇大君小字砥石崎大君貯木場防波堤南東端 基点J 舞鶴市宇大君小字砥石崎大君貯木場防波堤北東端 シ Iから真方位183度15分5メートルの点 ス Jから真方位278度15分9メートルの点 セ Jから真方位329度45分13メートルの点 ソ IからJ見通線を基線として42度30分の線とJからJ見通線を基線として263度45分の線との交点 タ IからJ見通線を基線として93度15分の線とJからJ見通線を基線として316度00分の線との交点 チ IからJ見通線を基線として93度15分の線とJからJ見通線を基線として315度00分の線との交点 ツ IからJ見通線を基線として118度15分の線とJからJ見通線を基線として326度15分の線との交点 テ IからJ見通線を基線として136度15分の線とJからJ見通線を基線として334度45分の線との交点 ト IからJ見通線を基線として143度30分の線とJからJ見通線を基線として339度30分の線との交点 ナ Jから真方位176度10分234メートルの点 ニ Jから真方位180度10分222メートルの点 基点K 舞鶴市宇松陰第2埠頭第3号岸壁南端から岸壁沿い北方185メートルの点 基点L 舞鶴市宇北田辺第1埠頭西北端 基点M 舞鶴市宇下安久漁港埠頭西北端から岸壁沿い東方10メートルの点 ヌ Kから真方位263度15分9メートルの点 ネ Kから真方位344度00分75メートルの点 ノ LからLM見通線を基線として281度15分の線とMからML見通線を基線として50度45分の線との交点 ハ LからLM見通線を基線として295度00分の線とMからML見通線を基線として36度00分の線との交点 ヒ LからLM見通線を基線として264度00分の線とMからML見通線を基線として12度45分の線との交点 フ LからLM見通線を基線として246度10分の線とMからML見通線を基線として12度30分の線との交点 ヘ Lから真方位234度30分80メートルの点 ホ Lから真方位163度15分182メートルの点 マ Lから真方位167度15分187メートルの点 基点N 舞鶴市宇浜前島東北端 基点O 舞鶴市宇浜旧京都府漁運荷さばき所建物西北端 ミ Nから真方位150度45分20メートルの点 ム Nから真方位98度45分50メートルの点 メ Nから真方位70度30分46メートルの点 モ Nから真方位55度00分12メートルの点 ヤ Nから真方位5度45分27メートルの点 ユ NからNO見通線を基線として248度15分の線とOからON見通線を基線として15度00分の線との交点 ヨ NからNO見通線を基線として281度45分の線とOからON見通線を基線として32度00分の線との交点 ラ NからNO見通線を基線として322度30分の線とOからON見通線を基線として24度30分の線との交点 リ NからNO見通線を基線として321度30分の線とOからON見通線を基線として28度00分の線との交点 ル NからNO見通線を基線として352度00分の線とOからON見通線を基線として14度00分の線との交点 レ NからNO見通線を基線として349度15分の線とOからON見通線を基線として22度00分の線との交点 ロ NからNO見通線を基線として358度00分の線とOからON見通線を基線として6度40分の線との交点 ワ NからNO見通線を基線として33度30分の線とOからON見通線を基線として332度00分の線との交点 基点P 舞鶴市宇喜多所在の4等三角点喜多 基点Q 舞鶴市宇松陰第3埠頭北東端 基点K 舞鶴市宇松陰第2埠頭西側 あ Pから真方位84度15分364メートルの点 い PからPQ見通線を基線として310度00分の線とQからQP見通線を基線として15度15分の線との交点 う PからPQ見通線を基線として310度30分の線とQからQP見通線を基線として18度00分の線との交点 え PからPQ見通線を基線として309度15分の線とQからQP見通線を基線として18度15分の線との交点 お PからPQ見通線を基線として309度30分の線とQからQP見通線を基線として19度45分の線との交点 か PからPQ見通線を基線として333度30分の線とQからQP見通線を基線として14度45分の線との交点 き PからPQ見通線を基線として350度30分の線とQからQP見通線を基線として17度47</p>	<p>第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業</p> <p>(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 はまぐり漁業 とりがい漁業 あさりがい漁業 おおのがい漁業 あかがい漁業 あかにしがい漁業 いたやがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 しゃこ漁業 餌虫漁業 かめので漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ほんだわら漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもどり漁業 あなご筒漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業</p>	<p>(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで</p> <p>2月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 2月1日から8月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで</p> <p>(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで</p>	<p>令和6年1月1日から令和15年12月31日</p>	<p>団体</p>	<p>舞鶴市(宇田井、宇成生、宇野原、宇小橋、宇三浜を除く。)</p>	<p>なし</p>

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
			<p>分の線との交点 く PからPQ見通線を基線として0度45分の線とQからQP見通線を基線として359度00分の線との交点 け PからPQ見通線を基線として359度00分の線とQからQP見通線を基線として1度15分の線との交点 こ PからPQ見通線を基線として5度45分の線とQからQP見通線を基線として348度45分の線との交点 さ Qから真方位318度45分456メートルの点 し Qから真方位109度45分223メートルの点 ず QからQK見通線を基線として79度55分の線とKからKQ見通線を基線として313度15分の線との交点 せ QからQK見通線を基線として51度10分の線とKからKQ見通線を基線として314度00分の線との交点 そ Kから真方位163度30分187メートルの点 基点R 舞鶴市宇佐波賀所在の4等三角点はな 基点S 舞鶴市宇大波下所在の3等三角点袋谷 た Rから真方位112度00分1,301メートルの点 ら RからRS見通線を基線として12度45分の線とSからSR見通線を基線として348度30分の線との交点 つ RからRS見通線を基線として13度15分の線とSからSR見通線を基線として347度00分の線との交点 て RからRS見通線を基線として13度45分の線とSからSR見通線を基線として348度30分の線との交点 と RからRS見通線を基線として15度30分の線とSからSR見通線を基線として349度30分の線との交点 な RからRS見通線を基線として2度30分の線とSからSR見通線を基線として358度30分の線との交点 に RからRS見通線を基線として1度45分の線とSからSR見通線を基線として358度30分の線との交点 ぬ RからRS見通線を基線として0度30分の線とSからSR見通線を基線として359度30分の線との交点 ね Sから真方位255度00分1,038メートルの点 の Sから真方位254度45分1,003メートルの点基点G</p>								
京共第9号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇西神崎、宇油江、宇蒲江、宇和江の地先	<p>次の京共基23号とアを結んだ線、アと由良川の中央線を通りウに至る線、ウと京共基25号を結んだ線、京共基24号とイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基23号 北緯35度30.89分、東経135度17.49分 京共基24号 北緯35度28.80分、東経135度17.01分 京共基25号 北緯35度29.41分、東経135度16.99分 ア 北緯35度30.94分、東経135度17.32分 イ 北緯35度29.41分、東経135度17.08分 ウ 北緯35度29.41分、東経135度17.08分</p>	<p>次の京共基23号とアを結んだ線、アと由良川の中央線を通りウに至る線、ウと京共基25号を結んだ線、京共基24号とイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基23号 舞鶴市宇西神崎浜頭 京共基24号 舞鶴市宇蒲江小字大田1の2番地1号 京共基25号 舞鶴市宇和江、宮津市宇石浦境界 ア 京共基23号と京共基74号を結んだ線の中央点 イ 京共基24号から真方位265度15分の線と対岸との交点 ウ 京共基25号から真方位 93度15分の線の由良川の中央点</p>	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) はまぐり漁業 しじみがい漁業 (第二種共同漁業) いそうお刺網漁業 いそうおこなわ漁業 いそうおもんどり漁業 うなぎ筒漁業 いさざろし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	舞鶴市宇西神崎、宇油江、宇蒲江、宇和江	なし
京共第10号	京都府漁業協同組合	宮津市宇石浦、宇由良の地先	<p>次の京共基74号とアを結んだ線、アと由良川の中央線を通りイに至る線、イと京共基25号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基23号 北緯35度30.89分、東経135度17.49分 京共基25号 北緯35度29.41分、東経135度16.99分 京共基74号 北緯35度30.98分、東経135度17.15分 ア 北緯35度30.94分、東経135度17.32分 イ 北緯35度29.41分、東経135度17.08分</p>	<p>次の京共基74号とアを結んだ線、アと由良川の中央線を通りイに至る線、イと京共基25号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基23号 舞鶴市宇西神崎浜頭 京共基25号 舞鶴市宇和江、宮津市宇石浦境界 京共基74号 宮津市宇由良浜頭1462の2北東角 ア 京共基23号と京共基74号を結んだ線の中央点 イ 京共基25号から真方位 93度15分の線の由良川中央点</p>	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) はまぐり漁業 しじみがい漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 いそうおこなわ漁業 いそうおもんどり漁業 うなぎ筒漁業 いさざろし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	宮津市宇石浦、宇由良	なし
京共第11号	京都府漁業協同組合	宮津市宇由良、宇脇、宇小寺、宇上司、宇中津、宇小田宿野、宇島陰、宇田井の地先	<p>次の京共基74号、補助点F、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び京共基28号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、基点H、キ、ク及び基点Iの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点J、ケ、コ、サ、シ及び基点Kの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 京共基23号 北緯35度30.89分、東経135度17.49分 京共基28号 北緯35度35.98分、東経135度15.21分 京共基74号 北緯35度30.98分、東経135度17.15分 補助点F 北緯35度30.90分、東経135度17.46分 ア 北緯35度32.19分、東経135度17.97分 イ 北緯35度32.52分、東経135度16.41分 ウ 北緯35度33.01分、東経135度16.50分 エ 北緯35度33.56分、東経135度17.13分 オ 北緯35度36.37分、東経135度15.67分 カ 北緯35度36.42分、東経135度14.83分 基点H 緯度経度なし 基点I 緯度経度なし 基点J 緯度経度なし 基点K 緯度経度なし キ 緯度経度なし ク 緯度経度なし 基点L 緯度経度なし 基点M 緯度経度なし ケ 緯度経度なし コ 緯度経度なし サ 緯度経度なし シ 緯度経度なし</p>	<p>次の京共基74号、補助点F、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び京共基28号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、基点H、キ、ク及び基点Iの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点J、ケ、コ、サ、シ及び基点Kの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 京共基23号 舞鶴市宇西神崎浜頭 京共基28号 宮津市宇田井小字黒崎 京共基74号 宮津市宇由良浜頭1462の2北東角 補助点F 京共基23号から真方位287度02分57メートルの点 ア 補助点Fから 真方位 18度15分 2,500メートルの点 イ 京共基26号標柱から真方位 16度07分 1,060メートルの点 ウ 京共基73号標柱から真方位112度07分 1,164メートルの点 エ 京共基27号標柱から真方位 93度15分 1,000メートルの点 オ 京共基28号標柱から真方位 43度15分 1,000メートルの点 カ 京共基28号標柱から真方位324度12分 1,000メートルの点 基点H 宮津市宇小田宿野1001番地に設置した標柱(宮津市宇小田宿野小字木下機崎三角点から真方位9度36分38秒368.104メートルの点) 基点I 宮津市宇小田宿野1029番地の2に設置した標柱(宮津市宇小田宿野小字木下機崎三角点から真方位15度50分27秒231.751メートルの点) 基点J Hから真方位269度16分40メートルの点 基点K Iから真方位269度16分40メートルの点 基点L 宮津市宇小田宿野小字城山1725番地機崎に設置した標柱(宮津市宇小田宿野小字木下機崎三角点から真方位155度04分34秒425.450メートルの点) 基点M 宮津市宇小田宿野小字ツナギ山816番地の1に設置した標柱(宮津市宇小田宿野小字木下機崎三角点から真方位100度42分39秒1,077.179メートルの点) ケ Jから真方位141度00分300メートルの点 コ Kから真方位204度13分474メートルの点 サ Kから真方位208度11分144メートルの点 シ Kから真方位168度09分110メートルの点</p>	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 はまぐり漁業 とりがい漁業 あさりがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめので漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 えごり漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおこなわ漁業 いそうおもんどり漁業 雑魚のせ網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 2月1日から8月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から3月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	宮津市宇石浦、宇由良、宇脇、宇中村、宇小寺、宇上司、宇銀丘、宇中津、宇小田宿野、宇島陰、宇田井	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
京共第15号	京都府漁業協同組合	宮津市宇里波見、字長江、字岩ヶ鼻、字大島の地先	次の京共基36号、ア、イ、ウ及び京共基38号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基36号 北緯35度37.04分、東経135度14.27分 京共基38号 緯度経度なし ア 北緯35度36.61分、東経135度14.66分 イ 北緯35度37.34分、東経135度15.43分 ウ 北緯35度39.11分、東経135度16.23分	次の京共基36号、ア、イ、ウ及び京共基38号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基36号 宮津市宇里波見境界 京共基38号 宮津市、与謝郡伊根町境界 ア 京共基36号から真方位144度12分 1,000メートルの点 イ 京共基37号から真方位 83度15分 1,100メートルの点 ウ 京共基38号から真方位193度15分 1,800メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめので漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 えごり漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおこなわ漁業 いそうおもどり漁業 あなご漁業 雑魚のせ網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業 雑魚船びき網漁業 つきいそ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から3月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	宮津市宇里波見、字長江、字岩ヶ鼻、字大島	なし
京共第16号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島の地先	次の京共基38号、ア、イ、ウ、エ及び京共基41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基38号 緯度経度なし 京共基41号 北緯35度40.57分、東経135度18.05分 ア 北緯35度39.11分、東経135度16.23分 イ 北緯35度38.91分、東経135度17.94分 ウ 北緯35度39.53分、東経135度18.87分 エ 北緯35度40.63分、東経135度18.71分	次の京共基38号、ア、イ、ウ、エ及び京共基41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基38号 宮津市、与謝郡伊根町境界 京共基41号 与謝郡伊根町字亀島小字割栗(二つ岩) ア 京共基38号から真方位193度15分 1,800メートルの点 イ 京共基39号から真方位163度15分 1,300メートルの点 ウ 京共基40号から真方位113度15分 1,100メートルの点 エ 京共基41号から真方位 83度15分 1,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 にないがい漁業 どりがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめので漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 えごり漁業 いぎす漁業 ひじき漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおこなわ漁業 いそうおもどり漁業 あなご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 2月1日から8月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年3月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島	なし
京共第17号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字大原、字新井、字泊、字津母の地先	次の京共基41号、ア、イ、ウ及び京共基43号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基41号 北緯35度40.57分、東経135度18.05分 京共基43号 北緯35度43.38分、東経135度17.34分 ア 北緯35度40.63分、東経135度18.71分 イ 北緯35度41.90分、東経135度19.07分 ウ 北緯35度43.52分、東経135度17.98分	次の京共基41号、ア、イ、ウ及び京共基43号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基41号 与謝郡伊根町字亀島小字割栗(二つ岩) 京共基43号 与謝郡伊根町字津母、字野室境界 ア 京共基41号から真方位 83度15分 1,000メートルの点 イ 京共基42号から真方位 83度15分 1,000メートルの点 ウ 京共基43号から真方位 74度54分 1,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめので漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 えごり漁業 いぎす漁業 ひじき漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおこなわ漁業 いそうおもどり漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 2月1日から8月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	与謝郡伊根町字新井、字泊、字津母	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
京共第18号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字本庄浜、宇野室の地先	次の京共基43号、ア、イ、ウ及び京共基45号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基43号 北緯35度43.38分、東経135度17.34分 京共基45号 北緯35度44.63分、東経135度15.79分 ア 北緯35度43.52分、東経135度17.98分 イ 北緯35度45.01分、東経135度16.84分 ウ 北緯35度45.07分、東経135度16.17分	次の京共基43号、ア、イ、ウ及び京共基45号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基43号 与謝郡伊根町字津母、宇野室境界 京共基45号 与謝郡伊根町字本庄浜、宇野室境界 ア 京共基43号から真方位 74度54分 1,000メートルの点 イ 京共基44号から真方位 35度45分 1,000メートルの点 ウ 京共基45号から真方位 35度45分 1,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめのて漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 えごり漁業 いぎす漁業 ほんだわら漁業 (第二種共同漁業) いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 2月1日から8月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	与謝郡伊根町字本庄浜、宇野室	なし
京共第19号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字蒲入の地先	次の京共基45号、ア、イ、ウ及び京共基47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基45号 北緯35度44.63分、東経135度15.79分 京共基47号 北緯35度46.14分、東経135度14.00分 ア 北緯35度45.07分、東経135度16.17分 イ 北緯35度45.95分、東経135度15.67分 ウ 北緯35度46.77分、東経135度14.22分	次の京共基45号、ア、イ、ウ及び京共基47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基45号 与謝郡伊根町字本庄浜、宇野室境界 京共基47号 与謝郡伊根町字蒲入小字釜屋 ア 京共基45号から真方位 35度45分 1,000メートルの点 イ 京共基46号から真方位 35度45分 1,000メートルの点 ウ 京共基47号から真方位 15度45分 1,215メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 ないががい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめのて漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 えごり漁業 ほんだわら漁業 ひじき漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 2月1日から8月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	与謝郡伊根町字蒲入	なし
京共第20号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字蒲入の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 35度46.48分、東経135度15.72分 イ 北緯35度47.06分、東経135度16.30分 ウ 北緯35度46.29分、東経135度17.30分 エ 北緯35度45.80分、東経135度16.50分	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 京共基46号から真方位 20度22分 1,908メートルの点 イ 京共基46号から真方位 28度08分 3,257メートルの点 ウ 京共基46号から真方位 64度41分 3,362メートルの点 エ 京共基46号から真方位 73度55分 1,911メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	与謝郡伊根町字蒲入	なし
京共第21号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志の地先	次の京共基48号、ア、イ及び京共基47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基47号 北緯35度46.14分、東経135度14.00分 京共基48号 北緯35度46.25分、東経135度13.89分 ア 北緯35度46.87分、東経135度14.11分 イ 北緯35度46.77分、東経135度14.22分	次の京共基48号、ア、イ及び京共基47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基47号 与謝郡伊根町字蒲入小字釜屋 京共基48号 京丹後市丹後町袖志小字下清水 ア 京共基48号から真方位 15度45分 1,200メートルの点 イ 京共基47号から真方位 15度45分 1,215メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 ないががい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめのて漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 ほんだわら漁業 ひじき漁業 あかもく漁業 あおのり漁業 はばのり漁業 (第二種共同漁業) いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
京共第22号	京都府漁業協同組合	京丹後市丹後町の地先	次の京共基48号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び京共基57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基48号 北緯35度46.25分、東経135度13.89分 京共基57号 北緯35度43.10分、東経135度04.14分 ア 北緯35度46.87分、東経135度14.11分 イ 北緯35度47.40分、東経135度13.31分 ウ 北緯35度47.29分、東経135度12.96分 エ 北緯35度46.60分、東経135度12.14分 オ 北緯35度46.52分、東経135度10.85分 カ 北緯35度45.68分、東経135度08.86分 キ 北緯35度46.03分、東経135度07.96分 ク 北緯35度45.58分、東経135度07.30分 ケ 北緯35度45.31分、東経135度06.82分 コ 北緯35度45.18分、東経135度05.93分 サ 北緯35度44.79分、東経135度04.55分 シ 北緯35度43.70分、東経135度03.84分	次の京共基48号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び京共基57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基48号 京丹後市丹後町袖志小字下清水 京共基57号 京丹後市丹後町、京丹後市網野町境界 ア 京共基48号標柱から真方位 15度45分 1,200メートルの点 イ 京共基49号標柱から真方位353度15分 1,200メートルの点 ウ 京共基49号標柱から真方位326度15分 1,200メートルの点 エ 京共基50号標柱から真方位 23度15分 1,200メートルの点 オ 京共基51号標柱から真方位334度20分 1,200メートルの点 カ 京共基52号標柱から真方位 0度26分 1,200メートルの点 キ 京共基53号標柱から真方位353度15分 1,200メートルの点 ク 京共基53号標柱から真方位287度15分 1,200メートルの点 ケ 京共基54号標柱から真方位328度15分 1,200メートルの点 コ 京共基55号標柱から真方位330度45分 1,200メートルの点 サ 京共基56号標柱から真方位310度15分 1,200メートルの点 シ 京共基57号標柱から真方位338度15分 1,200メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いかい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめのて漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 ほんだわら漁業 ひじき漁業 あかもく漁業 あおのり漁業 はばのり漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 いそうおこなわ漁業 いそうおもどり漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 3月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	京丹後市丹後町、弥栄町、峰山町	なし
京共第23号	京都府漁業協同組合	京丹後市網野町の地先	次の京共基57号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び京共基64号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基57号 北緯35度43.10分、東経135度04.14分 京共基64号 北緯35度49.36分、東経134度56.99分 ア 北緯35度43.70分、東経135度03.84分 イ 北緯35度42.62分、東経135度02.33分 ウ 北緯35度42.63分、東経135度01.78分 エ 北緯35度42.39分、東経135度01.37分 オ 北緯35度42.16分、東経134度58.80分 カ 北緯35度41.41分、東経134度58.00分 キ 北緯35度40.38分、東経134度57.04分 ク 北緯35度39.92分、東経134度56.60分	次の京共基57号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び京共基64号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基57号 京丹後市丹後町、京丹後市網野町境界 京共基64号 京丹後市網野町、京丹後市久美浜町境界地先の鶴ヶ島東端 ア 京共基57号から真方位338度15分 1,200メートルの点 イ 京共基58号から真方位313度15分 1,200メートルの点 ウ 京共基59号から真方位324度20分 1,200メートルの点 エ 京共基60号から真方位333度15分 1,200メートルの点 オ 京共基61号から真方位333度15分 1,200メートルの点 カ 京共基62号から真方位313度15分 1,200メートルの点 キ 京共基63号から真方位273度15分 1,200メートルの点 ク 京共基64号から真方位330度45分 1,200メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いかい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめのて漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 きす・うのした刺網漁業 いそうおこなわ漁業 いそうおもどり漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 3月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	京丹後市網野町三津、掛津、島津、網野、浅茂川、下岡、小浜、高橋、磯、塩江、浜詰、木津	なし
京共第24号	京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町の地先	次の京共基64号、ア、イ、ウ、エ、オ、京共基72号及び京共基102号の各点を順次に結んだ線、京共基102号から京共基101号に至る最大高潮時海岸線、京共基101号と京共基67号を結んだ線並びに京共基67号から京共基64号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基64号 北緯35度49.36分、東経134度56.99分 京共基67号 北緯35度38.91分、東経134度54.06分 京共基72号 北緯35度39.51分、東経134度52.07分 京共基101号 北緯35度38.89分、東経134度53.96分 京共基102号 北緯35度39.47分、東経134度52.05分 ア 北緯35度39.92分、東経134度56.60分 イ 北緯35度39.62分、東経134度55.70分 ウ 北緯35度39.62分、東経134度54.04分 エ 北緯35度40.25分、東経134度53.09分 オ 北緯35度40.31分、東経134度51.96分	次の京共基64号、ア、イ、ウ、エ、オ、京共基72号及び京共基102号の各点を順次に結んだ線、京共基102号から京共基101号に至る最大高潮時海岸線、京共基101号と京共基67号を結んだ線並びに京共基67号から京共基64号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基64号 京丹後市網野町、京丹後市久美浜町境界地先の鶴ヶ島東端 京共基67号 京丹後市久美浜町湊宮水戸口突角 京共基72号 京都府、兵庫県境界地先の平戸中央 京共基101号 京丹後市久美浜町大向水戸口突角 京共基102号 京都府、兵庫県境界 ア 京共基64号から真方位330度45分 1,200メートルの点 イ 京共基65号から真方位332度15分 1,200メートルの点 ウ 京共基67号から真方位358度15分 1,300メートルの点 エ 京共基71号から真方位 25度15分 1,200メートルの点 オ 京共基72号から真方位353度45分 1,500メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いかい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめのて漁業 わかめ漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 あらめ漁業 えごのり漁業 ほんだわら漁業 つのまた漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおこなわ漁業 いそうおもどり漁業 あなご漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から7月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 3月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	京丹後市久美浜町	なし
京共第25号	京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町の地先	次のアを中心として半径200メートルの線によって囲まれた区域 京共基67号 北緯35度38.91分、東経134度54.06分 ア 北緯35度39.70分、東経134度54.52分)	次のアを中心として半径200メートルの線によって囲まれた区域 京共基67号 京丹後市久美浜町湊宮水戸口突角 ア 京共基67号から真方位 25度15分 1,600メートルの点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 たこ漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 ほんだわら漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	京丹後市久美浜町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
京共第26号	京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町の地先	次のアを中心として半径300メートルの線によって囲まれた区域 京共基71号 北緯35度39.66分、東経134度52.75分 ア 北緯35度40.56分、東経134度53.21分	次のアを中心として半径300メートルの線によって囲まれた区域 京共基71号 京丹後市久美浜町字旭黒崎突角 ア 京共基71号から真方位 22度15分 1,800メートルの点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 たこ漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 ほんだわら漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	京丹後市久美浜町	なし
京共第27号	京都府漁業協同組合	久美浜湾	次の京共基68号と京共基69号を結んだ線と同線以南の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基68号 北緯35度38.54分、東経134度53.95分 京共基69号 北緯35度38.55分、東経134度54.03分	次の京共基68号と京共基69号を結んだ線と同線以南の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基68号 京丹後市久美浜町大向ヒデ1589番地の久美浜街道第1曲角標杭 京共基69号 京丹後市久美浜町湊宮石垣角	第一種共同漁業、第五種共同漁業	(第一種共同漁業) かき漁業 にないがい漁業 はまぐり漁業 とりがい漁業 おのがい漁業 おじみがい漁業 あかがい漁業 いたやがい漁業 たいらぎ漁業 なまこ漁業 たこ漁業 もずく漁業 おごり漁業 (第五種共同漁業) いわし漁業 かれい漁業 ひらめ漁業 あじ漁業 ひいらぎ漁業 ぼら漁業 くろだい漁業 くろそい漁業 しまいさき漁業 すずき漁業 はぜ漁業 こち漁業 このしろ漁業 うなぎ漁業 さより漁業 かに漁業 えび漁業 さば漁業 さつば漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで 7月1日から8月31日まで (第五種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日	団体	京丹後市久美浜町	なし